



熊本県公報

第 1 2 1 9 2 号

平成 25 年 2 月 26 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○指定管理者の指定	(男女参画・協働推進課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	(〃) 2
○道路の区域変更	(〃) 3
○道路の使用開始	(〃) 3
○道路の使用開始	(〃) 3
公 告	
○県営土地改良事業計画	(農村計画課) 4
○県営土地改良事業計画	(〃) 4
○県営土地改良事業計画	(〃) 4
○県営土地改良事業計画	(〃) 5
○一般競争入札の落札者等の公示	(監理課) 5
○換地処分	(農地整備課) 5
登 載 依 頼	
○熊本県立美術館分館の指定管理者の指定	(文化課) 5
○平成24年度第2回芦北地域保健医療推進協議会の開催	
..... (芦北地域保健医療推進協議会)	6
○熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区	
域又は警備区域(公安委員会告示第12号)の一部改正	(警察本部地域課) 6
○熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	
..... (人事委員会事務局総務課)	6
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(熊本県環境影響評価審査会) 7

告 示

熊本県告示第168号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成25年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターくましき 上益城郡益城町惣領1526番地 2	株式会社祐将	平成25年2月18日

熊本県告示第169号
 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成25年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字河原字滝2402番1・2402番2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度、次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 170 号

くまもと県民交流館条例（平成 13 年熊本県条例第 57 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、くまもと県民交流館（物産等振興施設を除く。）の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 25 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館 （物産等振興施設を除く。）	熊本市中央区大江 六丁目 24 番 19 号	くまもと県民交流館管理 運営共同企業体 代表者 九州綜合サービ ス株式会社 代表取締役 尾池千佳子	平成 25 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 31 日 まで

熊本県告示第 171 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 2 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	岩野黒木 線	山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2484 番 1 地先から 同所 2484 番 1 地先まで	前	12.4 ～ 20.2	48.0	災害防 除
			後	15.0 ～ 22.0		

2 区域を変更する期日 平成 25 年 2 月 26 日

熊本県告示第 172 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 2 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名立花 線	玉名市玉名字馬出 4611 番地先から 玉名市玉名字小路	前	5.8 ～ 15.4	39.8	道路拡 幅工事

		4 5 7 5 番 2 地 先 まで	後	14.0 ～ 31.2	39.8	
--	--	--------------------	---	-------------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成 25 年 2 月 26 日

熊本県告示第 173 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 2 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	姫戸港教 良木線	上天草市松島町内野河内字櫻ノ島 2 5 4 4 番 3 地 先 から 同所 2 5 4 3 番 1 地 先 まで	前	10.3 ～ 12.8	25.2	迂回路
			後	10.3 ～ 18.8		

2 区域を変更する期日 平成 25 年 2 月 26 日

熊本県告示第 174 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 25 年 2 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町小宮地 5 6 0 番 1 地 先 から 同所 5 6 0 番 1 地 先 まで	7.5	一括道路
主要地方道	本渡牛深線	天草市新和町小宮地 3 9 2 番 2 地 先 から 同所 4 9 0 番 2 地 先 まで	55.0	
		天草市新和町小宮地 5 6 0 番 1 地 先 から 同所 5 5 9 番 2 地 先 まで	65.9	

2 供用を開始する期日 平成 25 年 2 月 28 日

熊本県告示第 175 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 25 年 2 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 1 9 号	球磨郡球磨村大字渡丙字田頭 1 8 7 0 番 1 5 地先から 同所 1 8 6 9 番 8 地先まで	164. 6	災害防除
		球磨郡球磨村大字渡丙字境ヶ谷 1 9 4 0 番 1 9 地先から 同所 1 9 4 0 番 4 地先まで	84. 4	

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 2 月 2 6 日

公 告

熊本県公告第 1 0 4 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営天草中央中地区（新休上工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。
平成 2 5 年 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央中地区（新休上工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 2 5 年 2 月 2 7 日から平成 2 5 年 3 月 2 7 日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 1 0 5 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営天草中央中地区（鶴工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。
平成 2 5 年 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央中地区（鶴工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 2 5 年 2 月 2 7 日から平成 2 5 年 3 月 2 7 日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 1 0 6 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営天草中央中地区（新休下工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。
平成 2 5 年 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央中地区（新休下工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 2 5 年 2 月 2 7 日から平成 2 5 年 3 月 2 7 日まで
- 縦覧場所

天草市役所

熊本県公告第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央中地区（道面工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央中地区（道面工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年2月27日から平成25年3月27日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第108号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 工事番号 平成24年度債務 交通円滑国道第0266-A-101号
- 2 工事名 国道266号交通円滑化改築（新天門橋）工事
- 3 工事場所 上天草市大矢野町登立～宇城市三角町三角浦地内
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部監理課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 5 落札者を決定した日 平成24年12月18日
- 6 落札者の名称、所在地及び構成員の名称
横河・日本ピーエス・吉田・吉永建設工事共同企業体 代表者 株式会社横河ブリッジ福岡営業所 所長 長船松芳
福岡市博多区博多駅東二丁目15番19号
株式会社横河ブリッジ福岡営業所、株式会社日本ピーエス熊本営業所、株式会社吉田組、株式会社吉永産業
- 7 落札金額 7,204,050,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 343,050,000円）
- 8 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 9 特例政令第6条に規定する公告を行った日 平成24年7月31日

熊本県公告第109号

県営九番地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成25年2月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

登載依頼

熊本県教育委員会告示第2号

熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）第16条第1項の規定により熊本県立美術館分館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月26日

熊本県教育委員会委員長 米澤和彦

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	

熊本県立美術館分館	熊本市東区榎町 1 6 番 7 号	株式会社熊本県弘済会 代表取締役 坂田和夫	平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日 まで
-----------	----------------------	--------------------------	--

芦北地域保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 2 4 年度第 2 回芦北地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成 2 5 年 2 月 2 6 日

芦北地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 2 5 年 3 月 4 日（月）午後 2 時 4 5 分から午後 4 時 1 5 分まで
- 2 開催場所
あらせ会館 2 階（熊本県水俣市栄町 2 丁目 2 番 7 号）
- 3 議題
(1) 芦北地域保健医療推進協議会計画検討部会からの報告
(2) 第 6 次芦北地域保健医療計画について
- 4 傍聴者定員
1 0 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 1 3 号
芦北地域保健医療推進協議会事務局（熊本県水俣保健所総務企画課）
（電話 0 9 6 6 - 6 3 - 4 1 0 4）

熊本県公安委員会告示第 2 号

平成 6 年 1 0 月 2 8 日熊本県公安委員会告示第 1 2 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 2 5 年 3 月 4 日から施行する。
平成 2 5 年 2 月 2 6 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

1 の表大津警察署合志菊陽交番の項中「菊陽町」の次に「沖野一丁目、沖野二丁目、沖野三丁目、沖野四丁目、」を加える。

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 2 月 2 6 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 2 号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和 4 6 年熊本県人事委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 職員採用試験（免許資格職）

第 5 条第 2 項中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

第 3 7 条第 1 項第 1 号中「第 5 条第 1 項第 4 号」を「第 5 条第 1 項第 5 号」に改め、同項第 2 号中「第 5 条第 1 項第 5 号」を「第 5 条第 1 項第 6 号」に改める。

別表第 1 職員採用試験（大学卒業程度）の部中管理栄養士、保健師及び薬剤師の項を削り、同表職員採用試験（高等学校卒業程度）の部の次に次のように加える。

職員採用試験（免許資格職）	社会福祉	主として、福祉分野における相談、指導、援助等の業務に従事することを職務とする職	1 社会福祉、管理栄養士、保健師及び薬剤師の試験の程度は、大学卒業程度をもって、保育士、診療放射線技師
	管理栄養士	主として、管理栄養士の業務に従事することを職務とする職	

保健師	主として、保健師の業務に従事することを職務とする職	2 及び臨床検査技師の試験の程度は、短期大学卒業程度をもって行う。 試験の内容は、教養試験・専門試験・論文試験・人物試験・資格調査とする。
薬剤師	主として、薬剤師の業務に従事することを職務とする職	
保育士	主として、保育士の業務に従事することを職務とする職	
診療放射線技師	主として、診療放射線技師の業務に従事することを職務とする職	
臨床検査技師	主として、臨床検査技師の業務に従事することを職務とする職	

別表第 2 を次のように改める。

学芸員 児童自立支援専門員及び児童生活支援員 医師 歯科医師 歯科衛生士 診療あん摩・マッサージ・指圧師 術科指導員 鑑識技師 航空操縦士 航空整備士 理学療法士 作業療法士	言語聴覚士 義肢装具士 獣医師 看護師 船長 機関長 機関士 航海士 無線従事者 職業訓練指導員 速記 通訳
法第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される者をもって充てる職(以下「技能労務職」という。)	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県環境影響評価審査会公告第 2 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成 2 5 年 2 月 2 6 日

熊本県環境影響評価審査会会長 逸 見 泰 久

- 1 開催日時
平成 2 5 年 3 月 4 日 (月) 午前 1 0 時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟新館 8 階職員研修室
- 3 審議内容
「(仮称) 嘉島東部台地土地区画整理事業」環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員
審議内容ごとに 1 0 人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の 3 0 分前までに集合すること。
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県環境影響評価審査会事務局 (熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 6 8